



内閣府

指名停止について

記者発表資料

～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止措置を行ったので、お知らせします。

令和7年1月10日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

【問い合わせ先】

◎ 沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 森 明彦
契約管理係長 宮良 長幸

TEL 098-866-0031 (内 2356、2541) 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 比屋根 剛
専門職 照屋 華乃子

TEL 098-866-0031 (内 81321、81324) 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

指名停止の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
(株)佐藤渡辺	東京都港区南麻布1-18-4

2. 指名停止措置期間 :

令和7年1月10日～令和7年3月9日（2ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲 : 沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日、(株)佐藤渡辺の石川営業所長が、郡山市検に談合罪で略式起訴された。

5. 指名停止措置理由

本件については、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号口に該当する。

○沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2 抜粋

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当局の所管する区域内の他の公共機関の職員	2ヶ月以上 12ヶ月以内
ロ 当局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1ヶ月以上 12ヶ月以内